

# 令和 2 年度 墜落災害防止強調月間

冬季：12月1日から31日まで

令和 2 年 10 月末時点の墜落による死亡者数は、前年同期比 2 倍の 6 人と急増しています。また、現在、三重県下では「労災死亡事故多発緊急事態宣言」が発令されています。12 月は「墜落災害防止強調月間」です。このチェックリストを活用して、作業場所の墜落によるリスクの低減を図るとともに、墜落災害防止の取り組みを推進し、墜落災害をなくしましょう。

## □ 1 足場、屋根等からの墜落・転落災害を防止しましょう。

足場等からの墜落災害は、墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しています。本年において、2階作業床の開口部からの墜落による死亡災害が発生しています。

- ①足場には、法令に基づき、手すり、中さん等を設置してください。※
  - ②足場には、「より安全な措置」に基づき、上さんや幅木などを設置してください。
  - ③作業床の端、開口部には、囲い、手すり、覆い等を設置してください。※
  - ④フルハーネス型安全带等の高さに応じた墜落制止用器具を使用してください。※
  - ⑤必要に応じて、墜落制止用器具を使用するための親綱を設置してください。※
  - ⑥床材、手すりなどの点検、補修を行ってください。※
  - ⑦作業手順を周知してください。
  - ⑧新規入場者教育など必要な安全衛生教育を行ってください。※
- ☑がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。※は未実施の場合、法令に抵触することがあります。

## □ 2 はしご、脚立や階段からの墜落・転落災害を防止してください。

はしご、脚立や階段における災害は、移動中の足の滑り・踏み外しにより発生しています。その他、はしご脚部の滑り、脚立上においてバランスを崩すことによる災害も発生しています。はしごや脚立の使用の前に、床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。

- ①移動中、足元の確認を徹底させ、踏み外しを防止してください。
- ②はしごの上部・下部の固定状況を確認してください。※  
(固定できない場合は、他の人がはしごを支えてください。)
- ③はしごの上端を上端床から 60 cm 以上突出させてください。
- ④はしごの立て掛け角度を 75 度程度確保してください。
- ⑤はしご、脚立から身体を乗り出さないように作業をしてください。
- ⑥はしご、脚立の昇降時に手に荷物を持たずに昇降してください。
- ⑦脚立の天板に乗って作業をしないでください。

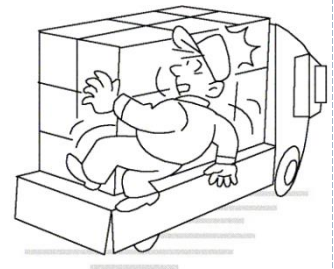
☑がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。※は未実施の場合、法令に抵触することがあります。



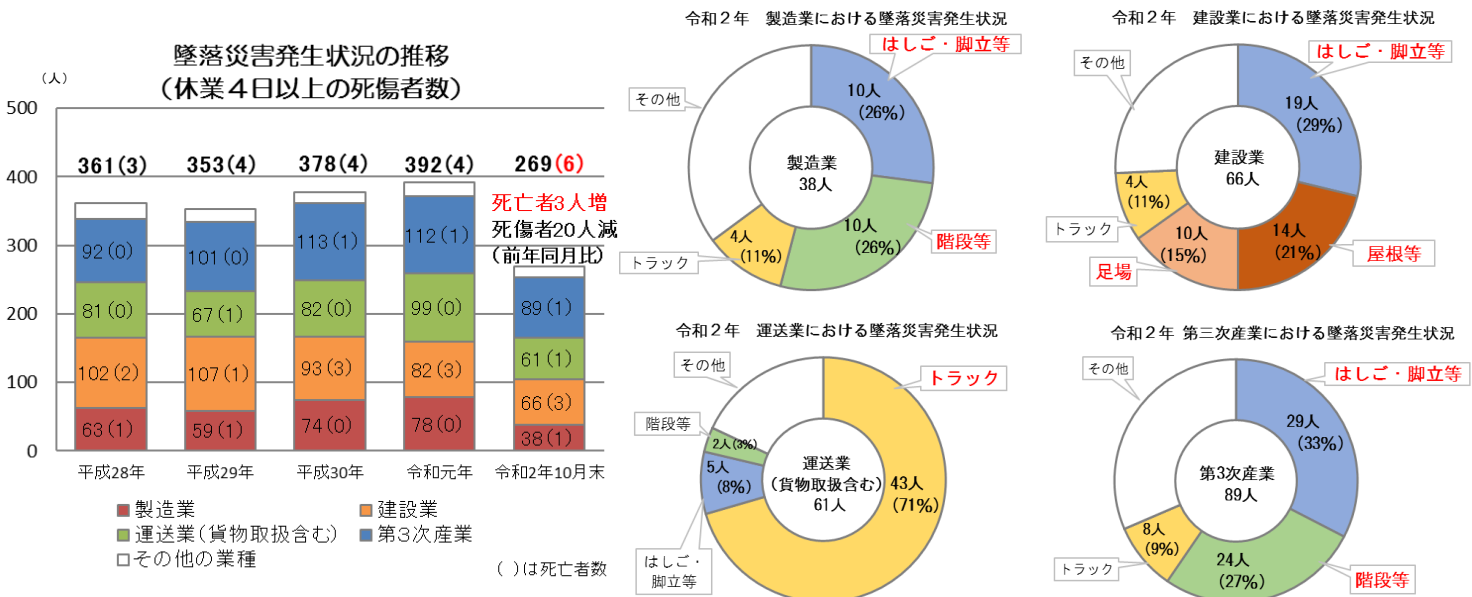
### □ 3 荷役作業時における墜落・転落災害を防止しましょう。

荷役作業の災害は、荷台作業中の足の滑り、つまづき、体勢を崩すことや、降車時のステップの踏み外し等により発生しています。本年において荷台の上からの墜落による死亡災害が発生しています。

- ①雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には耐滑性の靴を使用してください。
- ②作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸などの確認、整理整頓を行ってください。
- ③トラックの荷台や荷の上での作業及び移動はできるだけ避け、地上での作業や地上を移動することを検討してください。
- ④やむを得ず荷台や荷の上で作業をする際は、荷台端部付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないようにしてください。
- ⑤2m以上の高所作業では安全な作業床を設置してください。※（作業床の設置が困難な時は安全ネットの設置又は安全帯を使用してください。）
- ⑥床面と荷台との昇降について安全に昇降できる設備を設置してください。※
- ⑦墜落時保護用のヘルメットを着用してください。※



☑がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。※は未実施の場合、法令に抵触することがあります。



#### 令和2年10月末における墜落による死亡災害発生状況

発生日	業種	被災者の職種・年齢	災害発生状況
令和2年1月	その他の建設業	検査工・50代	ダクト工事現場において、ステージの柵を乗り越え、L型鋼に掛け渡されていた石膏ボードに乗ったところ、石膏ボードが割れ、約4m下の地上に墜落した。
令和2年3月	その他の建設業	とび工・10代	水管橋歩廊上において、足場解体後の資材を一輪車を用いて運搬作業中、前方で別の1輪車を押していた作業者を追い越そうと歩廊の手すりを乗り越えて、歩廊外にある水管橋の横桁を移動しようとしたところ、バランスを崩し、約13m下の地上に墜落した。
令和2年8月	一般貨物自動車運送業	運転手・60代	被災者は粉粒体運搬車のタンクに飼料を投入する作業中、高さ2.8mのタンク上部からコンクリート地面に墜落した。
令和2年8月	産業廃棄物処理業	作業員・60代	被災者は、破砕機の横に設置した高さ3.5mの足場上から、パレットに積み上げられた木製板を破砕機に投入していたところ、破砕機の中に転落した。
令和2年9月	機械修理業	点検工・50代	被災者は、ラッチアームバケットの点検作業中、高さ6メートルのバケット上から墜落した。
令和2年10月	その他の土木工事業	型枠大工・60代	被災者は、床上操作式クレーンを用いて、倉庫1階から2階に型枠を片付ける作業中、2階床面にある開口部から3.67メートル下の1階床面に墜落した。

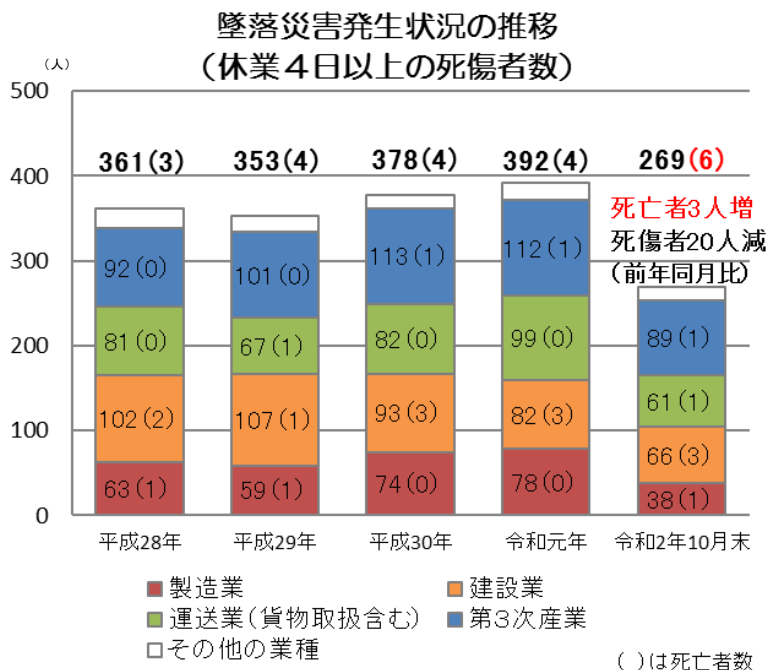
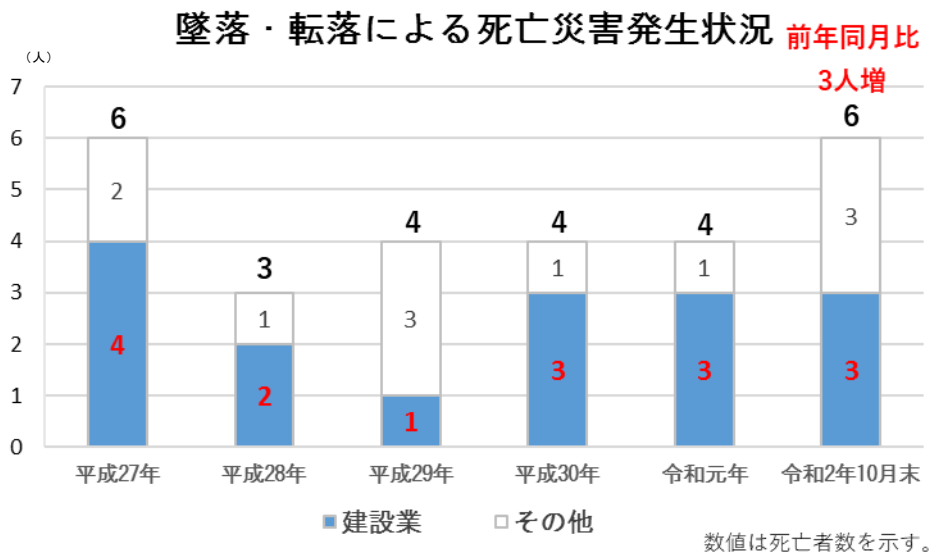
## 墜落災害発生状況

三重県内における労働災害による死亡者数は、令和2年10月5日に、14人となり、昨年1年間の死亡者数と同数となりました。このため、同日付けで県下に「労災死亡事故多発緊急事態宣言」を発令し、関係団体等に労働災害防止の取組強化を要請したところであります。

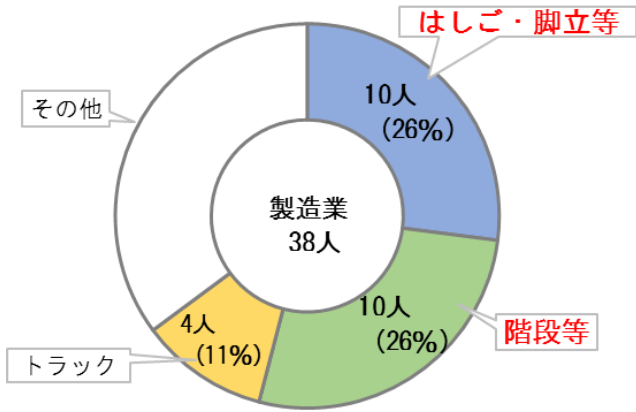
死亡災害のうち「墜落・転落」によるものは、前年同期比で3人増加して6人となり、特に、8月以降、4人増と急増しています。業種別では、建設業が、3人と半数を占めています。

休業4日以上の死傷者数は、前年同期比で56人減少して、1,590人となり、このうち、「墜落・転落」による死傷者数は、前年同期比で20人減少し、269人となっています。

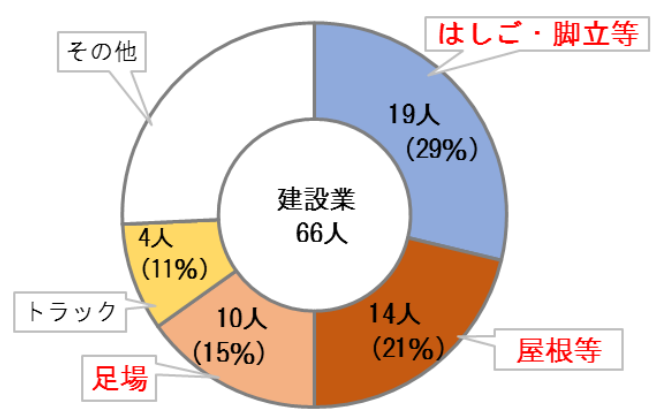
業種別では、第三次産業89人、建設業66人、運送業61人、製造業38人の順となっており、はしご、脚立及び階段からの墜落、運送業におけるトラックの荷台等からの墜落が多発していることが特徴です。



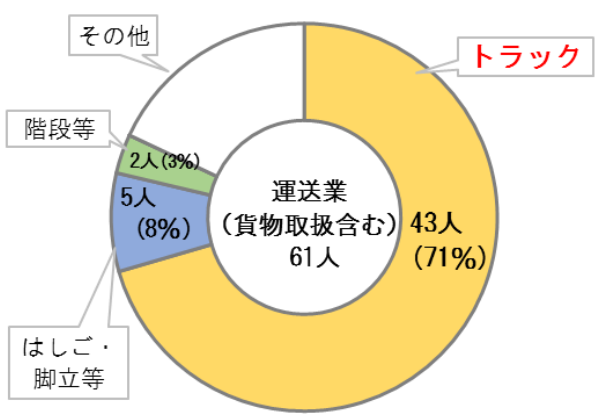
令和2年 製造業における墜落災害発生状況



令和2年 建設業における墜落災害発生状況



令和2年 運送業における墜落災害発生状況



令和2年 第三次産業における墜落災害発生状況

